

第
5014
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 6月30日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 印紙税の改正と時期

Q：平成26年3月に料金を受領したものを、6月に領収書を切る場合の印紙税の取扱いは、どのようになりますか？

A：改正後の取扱いとなりますので、5万円未満であれば印紙税は課税されません。

【解説】

印紙税の取扱いは、平成26年4月1日から改正になり、領収書等を切る場合に非課税となる金額が「3万円未満のもの」から「5万円未満のもの」に拡大されています。

ところで、3月に料金を受領したものについて、6月に領収書を切る場合ですが、印紙税では課税文書の作成時に納税義務が発生し、課税文書の作成時とは、次のように規定されています。

- ①相手方に交付する目的で作成される課税文書・・・その交付の時
- ②契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書・・・その証明の時
- ③一定事項の付け込み証明をすることを目的として作成される課税文書・・・その最初の付け込みの時
- ④認識を受けることにより効力が生ずることとなる課税文書・・・その認証のとき
- ⑤第5文書のうち新設分割計画書・・・本店に据え置くとき

ご質問は、①に該当しますので、改正後の取扱いが適用されますので、その金額が5万円未満であれば印紙税は非課税になります。

